

野球場基本使用料 ～令和8年3月31日まで

区分			金額								
			早期	午前	午後	夜間	全日	延長			
			6時30分～8時30分	9時～12時	13時～16時30分	17時30分～21時	9時～21時	16時30分～17時	21時を超える30分につき		
スポーツに利用するとき	入場料金を徴しない場合	平日	4,260	6,400	7,470	7,470	21,340	1,050	1,050		
		土曜日、日曜日及び祝日	5,330	7,890	9,390	9,390	26,670	1,380	1,380		
スポーツに利用するとき	入場料金を徴する場合	営利を目的としないとき	平日	12,800	19,210	22,420	22,420	64,050	3,190	3,190	
			土曜日、日曜日及び祝日	16,010	23,700	28,180	28,180	80,060	4,050	4,050	
		営利を目的とするとき	平日	38,430	57,660	67,270	67,270	192,200	9,600	9,600	
			土曜日、日曜日及び祝日	48,050	71,110	84,570	84,570	240,250	12,170	12,170	
野球場	入場料金を徴しない場合	平日	8,540	12,800	14,940	14,940	42,680	2,120	2,120		
		土曜日、日曜日及び祝日	10,670	16,010	18,670	18,670	53,350	2,660	2,660		
野球場	その他の場合	入場料金を徴する場合	営利を目的としないとき	平日	38,430	57,660	67,270	67,270	192,200	9,600	9,600
				土曜日、日曜日及び祝日	48,050	71,110	84,570	84,570	240,250	12,170	12,170
			営利を目的とするとき	平日	115,330	173,000	201,830	201,830	576,660	28,820	28,820
				土曜日、日曜日及び祝日	144,170	216,150	252,350	252,350	720,850	36,090	36,090
室内練習場 (2分の1の面積を利用するもの)			630	740	740	740	2,220	150	150		
第1会議室			1,700	2,980	2,980	2,980	8,940	420	420		
第2会議室			850	1,490	1,490	1,490	4,470	200	200		

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金の1.5倍**となります。

野球場基本使用料(料金改定後)令和8年4月1日～

区分			金額								
			早期	午前	午後	夜間	全日	延長			
			6時30分～8時30分	9時～12時	13時～16時30分	17時30分～21時	9時～21時	16時30分～17時	21時を超える30分につき		
スポーツに利用するとき	入場料金を徴しない場合	平日	6,390	9,600	11,200	11,200	32,000	1,570	1,570		
		土曜日、日曜日及び祝日	7,990	11,830	14,080	14,080	39,900	2,070	2,070		
スポーツに利用するとき	入場料金を徴する場合	営利を目的としないとき	平日	19,200	28,810	33,630	33,630	96,070	4,780	4,780	
			土曜日、日曜日及び祝日	24,010	35,550	42,270	42,270	120,090	6,070	6,070	
		営利を目的とするとき	平日	57,640	86,490	100,900	100,900	288,290	14,400	14,400	
			土曜日、日曜日及び祝日	72,070	106,660	126,850	126,850	360,360	18,250	18,250	
野球場	入場料金を徴しない場合	平日	12,810	19,200	22,410	22,410	64,020	3,180	3,180		
		土曜日、日曜日及び祝日	16,000	24,010	28,000	28,000	80,010	3,990	3,990		
野球場	その他の場合	入場料金を徴する場合	営利を目的としないとき	平日	57,640	86,490	100,900	100,900	288,290	14,400	14,400
				土曜日、日曜日及び祝日	72,070	106,660	126,850	126,850	360,360	18,250	18,250
			営利を目的とするとき	平日	172,990	259,500	302,740	302,740	864,980	43,230	43,230
				土曜日、日曜日及び祝日	216,250	324,220	378,520	378,520	1,081,260	54,130	54,130
室内練習場 (2分の1の面積を利用するもの)			940	1,110	1,110	1,110	3,330	220	220		
第1会議室			2,550	4,470	4,470	4,470	13,410	630	630		
第2会議室			1,270	2,230	2,230	2,230	6,690	300	300		

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金の1.5倍**となります。

野球場附属設備使用料 ～令和8年3月31日まで

区分		単位	金額	
放送設備		早朝	1,050	
		午前	1,590	
		午後	1,590	
		夜間	1,590	
		全日	4,770	
		延長30分につき	250	
	スコアボード	全面表示	早朝	2,120
午前			3,190	
午後			3,190	
夜間			3,190	
全日			9,570	
延長30分につき			520	
得点判定表示			早朝	850
		午前	1,050	
		午後	1,050	
		夜間	1,050	
		全日	3,150	
		延長30分につき	200	
		ピッチングマシン		早朝
			午前	1,590
	午後		1,590	
	夜間		1,590	
	全日		4,770	
	延長30分につき		250	
照明設備	入場料金を徴しない場合	全点灯30分につき	3,730	
		2/3点灯30分につき	2,660	
		1/3点灯30分につき	1,590	
	入場料金を徴する場合	営利を目的としないとき	全点灯30分につき	11,200
			2/3点灯30分につき	8,000
			1/3点灯30分につき	4,800
		営利を目的とするとき	全点灯30分につき	33,630
			2/3点灯30分につき	24,020
			1/3点灯30分につき	14,410

野球場附属設備使用料(改定後)令和8年4月1日～

区分		単位	金額	
放送設備		早朝	1,570	
		午前	2,380	
		午後	2,380	
		夜間	2,380	
		全日	7,140	
		延長30分につき	370	
	スコアボード	拡張全面表示	早朝	5,720
午前			8,600	
午後			8,600	
夜間			8,600	
全日			25,800	
延長30分につき			1,400	
標準全面表示			早朝	3,180
		午前	4,780	
		午後	4,780	
		夜間	4,780	
		全日	14,340	
		延長30分につき	780	
		得点判定表示	早朝	1,270
午前			1,570	
午後	1,570			
夜間	1,570			
全日	4,710			
延長30分につき	300			
ピッチングマシン		早朝	1,570	
		午前	2,380	
		午後	2,380	
		夜間	2,380	
		全日	7,140	
		延長30分につき	370	
	照明設備	入場料金を徴しない場合	全点灯30分につき	5,590
2/3点灯30分につき			3,990	
1/3点灯30分につき			2,380	
入場料金を徴する場合		営利を目的としないとき	全点灯30分につき	16,800
			2/3点灯30分につき	12,000
			1/3点灯30分につき	7,200
		営利を目的とするとき	全点灯30分につき	50,440
			2/3点灯30分につき	36,030
			1/3点灯30分につき	21,610
			電源	1KW
机	1個	70		
椅子	1脚	30		